

令和7年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて

～大阪府高等学校就職問題検討会議における検討結果～

高校生活から職業生活への移行について実態を把握し、課題を明らかにするための調査や新規高卒者の就職支援対策等について検討を行ってきた文部科学省と厚生労働省共同による「高校生の職業生活の移行に関する調査研究会」の最終報告を踏まえ、大阪府高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）を設置しているところですが、令和7年度における新規高卒者の求人・求職・就職に係る取扱いについて、次のとおり申し合わせを行いました。

[大阪府高等学校就職問題検討会議]

大阪府教育庁、堺市教育委員会、大阪府高等学校進路指導研究会、大阪私立高等学校進路指導研究会、都市立高等学校長会、大阪府商工労働部、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、一般社団法人大阪府雇用開発協会、大阪労働局

◆令和7年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて◆

1 複数応募の開始時期等について

- 令和7年9月16日の選考開始日以降1人2社までとする。

2 複数応募が可能な求人について

- 指定校求人以外の公開求人とするが、求人者が併願者の応募を可とする求人に限る。

3 複数応募が可能な生徒について

- 指定校求人に応募していない者。
- 公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。
- 応募時点において、採用が内定していない者。

4 採用選考等について

- 求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行うこと。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知すること。
- 求人者は求人数を上回る採用内定を出した場合でも内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 求人者は単願・併願のみをもって採用選考の判断基準としないこと。

5 生徒の意思表示について

- 生徒は内定通知受領後、速やかに内定の承諾について学校を通じて求人者へ通知すること。
なお、2社から内定を受けた場合は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行うこと。

事業主の皆様へ

令和8年3月新規高等学校卒業予定者の 「応募前職場見学会」・「応募・推薦の取扱い」について

新規高卒者の採用につきまして、格別のご配慮をいただきお礼申し上げます。

さて、大阪府内におきましては、就職希望者が応募する前に職場を見学し、業務内容等を理解した上で、応募先事業所を選定できるよう「応募前職場見学会」を実施しております。

また、選考開始日につきましては、令和7年9月16日（応募書類の提出は9月5日）以降となっております。

公正な採用選考の観点から、下記にご留意の上、高校生の採用にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、初めて新規高卒者の採用を検討される事業主の皆様など、ご不明な点がございましたら管轄ハローワークまでご相談ください。

記

1 応募前職場見学について

（1）応募前職場見学会（以下「職場見学」という。）は、就職希望者が応募先事業所を決定するにあたり、実際の業務内容や職場の雰囲気等について理解をした上で応募できるよう、事業所と高等学校との協力のもと実施されることとなっております。

（2）職場見学の受入れをしていただく場合、事前打合せを行うため当該高等学校より連絡があります。

なお、可能な限り職場見学の受入れ日について、特定日を指定してください。また、学校行事等の都合により参加できないこともありますので、7月下旬以降に予備日も含めた複数の日を指定いただきますようお願いいたします。

（3）受入れの可否については、求人申込書の「応募前職場見学」欄の「可・否」のいずれかを選択いただきます。

- ・「可」で随時受入れ可能な場合については、「随時」を選択してください。
- ・「可」で特定日を指定いただける場合は「補足事項欄参照」を選択し、「応募前職場見学実施予定表」（以下「実施予定表」という。）（様式16号）を添付していただきます。
- ・受入れが「否」・「可（随時）」の場合については、「実施予定表」の添付は必要ありません。

- (4) 「職場見学」は採用選考ではありませんので、本人への質問やアンケート等は行わないようにしてください。また、参加生徒の名前等の個人情報は聴取しないでください（安全衛生及びセキュリティ上必要のある場合を除く。なお、生徒があいさつとして、学校名・名前を名乗る場合がありますが、採用選考の材料としないでください。）。

学校等に関する質問は、別途学校にお問い合わせ願います。

なお、見学者からの質問はできるだけ回答いただきますようお願いいたします。

- (5) 見学者は高校生であり、未体験の職場を見学するにあたり、極度に緊張していることもありますので、「職場見学」での言動でもって採用選考の結果が左右されることのないよう、また、日程の都合等で参加できなかった者が応募した際、そのことが理由で採用選考の結果が左右されることのないようお願いいたします。

また、「職場見学」の実施においては、人事担当者のみならず、当日の説明担当者に対しても「事前選考」に繋がらないよう、応募前職場見学の趣旨について周知をお願いいたします。

2 応募・推薦の取扱いについて

選考開始日である令和7年9月16日から1人2社までの複数応募・推薦を可能としております。

ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が1人1社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦はできないこととなっており、複数応募・推薦の可否について、管轄ハローワークより確認させていただきます。

- (1) 併願者の応募を可能とする場合は、原則として全国公開となります。

- (2) 複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒です。

- ①指定校求人に応募していない者。
- ②公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。
- ③いずれかの求人票に応募し、採用が内定していない者。

- (3) 採用選考の実施及び、選考結果の通知は速やかにお願いいたします。

なお、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準とされないようお願いいたします。

- (4) 応募に必要な近畿高等学校統一用紙「履歴書」の作成方法は、パソコン等で作成することを可能としているため、作成の方法によって不利益な取扱いを行わないようお願いいたします。

なお、いずれの方法で作成する場合であっても署名については自筆となります。

- (5) 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡することとしております。

なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行います。

また、求人数を上回る採用内定を出された場合においても、内定の承諾があった生徒全員を雇用させていただきます。

令和7年2月

大阪労働局
大阪府教育庁